

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

トピックス 平成30年度の雇用保険率及び労災保険率が決定

雇用保険率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、会社が負担する雇用保険二事業の料率を加えたものです。毎年度、雇用保険の状況を勘案して、一定の範囲内で変更することが可能とされていますが、本年度は、前年度と同率に据え置くこととされました。労災保険率は、全額会社負担です。業種に応じて定められており、基本的に3年度ごとに改定されます。本年度はその改定の年度にあたり、4月から改定が実施されます。

以下で、平成30年度の雇用保険率と労災保険率に関連する事項をまとめておきます。

平成30年度の雇用保険率・労災保険率

● 平成30年度の雇用保険率と負担の内訳（平成29年度と同率に据え置き）

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付の料率		二事業の料率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の9	1,000分の3	1,000分の3	1,000分の3
			計 1,000分の6	
いわゆる農林水産業、清酒の製造の事業	1,000分の11	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の3
			計 1,000分の7	
いわゆる建設の事業	1,000分の12	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の4
			計 1,000分の8	

● 平成30年度の労災保険率の改定

労災保険率は、平成30年度から、全業種平均で1,000分の0.2引き下げられます（平均「1,000分の4.7」→「1,000分の4.5%」）。業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種となっています。改定されるのは全業種中の4割程度です。

■ 改定された業種の例

- ・既設建築物設備工事：1,000分の15 改定 ↓ → 1,000分の12
- ・清掃、火葬又はと畜の事業：1,000分の12— 改定 ↑ → 1,000分の13
- ・倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業：1,000分の7— 改定 ↓ → 1,000分の6.5
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：1,000分の3.5— 改定 ↓ → 1,000分の3

■ 改定されなかった業種の例（各率を据え置き）

- ・通信業、放送業、新聞業又は出版業：1,000分の2.5
- ・金融業、保険業又は不動産業：1,000分の2.5
- ・その他の各種事業：1,000分の3



OK!



★ 雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しています（上記の「雇用保険率の負担の内訳」参照）。保険料を負担しているわけですから、活用できる助成金があるのなら、ぜひ活用をご検討ください。助成金についても、平成30年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると思います。必要なものについては、適時お伝えするようにします。



労働関係指標

労働関係指標(全国 2018 年 1 月)

完全失業率	完全失業率 (季節調整値※1) 2.4% (前月差-0.4 ポイント)	有効求人倍率	有効求人倍率 (季節調整値※1) 1.59 倍 (前月と同ポイント)
就業者数 (季節調整値)	6,595 万人 (前月差+44 万人)	定期給与※2	現金給与総額※3 (現数値) 271,640 円 (前年同月比+0.7%)

労働関係指標 (広島県 2018 年 1 月)

完全失業率※	完全失業率 (季節調整値) 2.3% (前年同期比と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率 (季節調整値※1) 1.98 倍 (前月差-0.04 ポイント)
就業者数※ (季節調整値)	142 万 8 千人 (前年同期比+9 万人)	定期給与※2	現金給与総額※3 (現数値) 264,149 円 (前年同月比-1.2%)

※ 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。

今号は、2017年10月～12月平均の値を掲載しております。

※1 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※2 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※3 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額



THE 労務の疑問 Vol.10

Q. 身元保証の期間はどのくらいが適当ですか？

A. 身元保証の期間は、定めがなければ3年、定めがあっても5年が上限。

上記のように法律に定めがあります [身元保証法（身元保証ニ関スル法律）2 条]。また、身元保証契約では自動更新の規定は無効とされますので、期間満了後も身元保証人を必要とする場合は、その都度身元保証契約を締結しなければなりません。定年後の再雇用や有期雇用契約の更新、取締役への就任の際にも、身元保証契約を再締結する必要があります。

身元保証契約とは、労働者がその責めに帰すべき事由によって使用者に損害を与えた場合に、第三者が使用者にその損害を補償する契約をいいます。しかし、身元保証人の責任は広く、責任が重くなりすぎる危険があるため、身元保証法によって制限が設けられています。

身元保証法の制限を踏まえた上で、実効的な身元保証契約を結ぶため、以下の3点にご注意ください。

- ① 身元保証法上の身元保証契約であることが明確となる契約書の作成
身元保証人に対して契約書に自署及び押印をするよう求めます。押印は実印を用い、印鑑証明書を提出してもらうことをおすすめします。
- ② 身元保証人への通知義務を怠らないこと
労働者の行為により身元保証人に責任が発生する恐れがある場合、労働者の転勤や業務変更等により、身元保証人の責任が重くなる場合等会社はその旨を身元保証人に通知しなければなりません。
- ③ 就業規則への定め
身元保証書の提出義務について就業規則あるいは雇用契約書で明記しておく必要があります。

2020年4月1日より保証に関する民法のルールが大きく変わります。現在の身元保証書では必要のない限度額を記載しなければならない等の変更がありますので、動向にご注意ください。





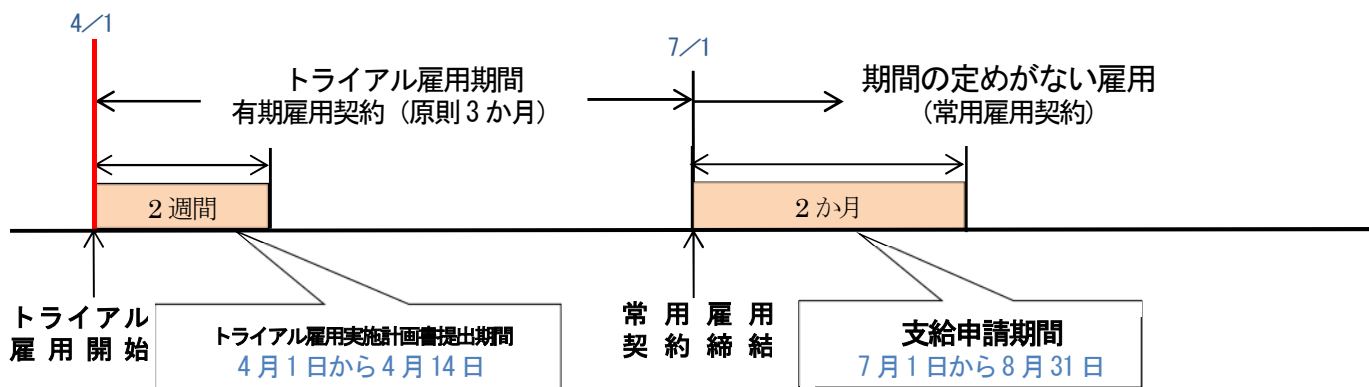
トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

ハローワーク又は職業紹介の事業者等を通じてトライアル雇用（最長3か月間の有期雇用）の求人及び紹介により、紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人など、一定の要件を満たす人を雇い入れた会社が利用できます。

鳥の目で見る

助成金支給までのカンタンな流れ

【例：4月1日にトライアル雇用希望者を雇用した場合】



※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わります。

虫の目・魚の目で見る

助成金の支給額 最大 **12万円**

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

「トライアル雇用」の対象者とは、

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業についていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

トピックス 日本年金機構における年金関係の手続でもマイナンバー（平成30年3月～）

日本年金機構における年金関係の手続についても、マイナンバーの利用が可能とされました（平成30年3月5日から本格的に実施）。主な変更点を確認しておきましょう。



年金関係の手続等に関する平成30年3月5日からの主な変更点

【届書等の記載事項への個人番号の追加】

被保険者、事業主及び受給権者が提出する届書、申請書、申出書又は請求書（以下「届書等」という。）であって、基礎年金番号を記載しなければならないこととされていたものについて、個人番号による各種手続を可能とするため、個人番号又は基礎年金番号のいずれかの記載を求めることとする。 ※原則として、個人番号の届出が必要です。

【届書等の添付書類の省略】

生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等を添付しなければならないこととされているものについて、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から届出者等に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、その添付を省略できる。

【氏名変更の届出等の省略】

被保険者の氏名変更、住所変更及び死亡の届出（死亡の届出は国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者に限る）、受給権者の氏名変更の届出について、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から被保険者及び受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、その届出を省略できる。



【個人番号の変更の届出】

被保険者及び受給権者は、個人番号を変更したときは、速やかに、日本年金機構に届け出なければならない。なお、厚生年金保険の被保険者は、個人番号の変更を事業主に申し出をし、申出を受けた事業主が、速やかに、日本年金機構に届け出なければならない。

【様式の変更】

年金関係の手続で使用する様式を変更する。平成30年3月5日より原則、新様式での届出となり、旧様式での届出の場合は、別途個人番号の届出をすることとなる。

具体的には、個人番号欄の追加のほか、様式のA4縦判化、複数の様式の統合（被扶養者（異動）届と国民年金第3号被保険者関係届など）といった変更を行う。

★ 会社から日本年金機構に提出する年金関係の届出等のために、会社が社員のマイナンバーを取得するときには、利用目的の明示と本人確認措置を行う必要があります。今一度、マイナンバーの取扱いのルールを確認しておきましょう。

お仕事 カレンダー 4月



4/10	<ul style="list-style-type: none">一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/15	<ul style="list-style-type: none">給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限
5/1	<ul style="list-style-type: none">3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付預金管理状況報告書の提出家内労働委託状況届の提出労働者私傷病報告書の提出（休業4日未満1～3月の労災事故について報告）固定資産税（都市計画税）第一期の納付（市町村の指定日まで）2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告